

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和元年 8 月 1 5 日（木）

担当課：政策部 行政改革推進課 総務部 人財課

件 名：地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う対応について

提出理由：地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤の職の見直し及び勤務条件等を整備するとともに、必要な条例改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・地方公共団体は、厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、幅広い行政分野で臨時・非常勤職員を活用しており、その数は年々増加している。
- ・しかしながら、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等に関する取扱いが、各地方公共団体によって異なっていることから、国は、臨時・非常勤職員の適正な任用を確保するため、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等の明確化（「会計年度任用職員」制度の創設）及び給付等について定めた「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」を制定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

2. 臨時・非常勤職員の任用等に関する本市の対応

- ・今回の法改正に伴い、国が具体的な運用指針として示した考え方に基づき、特別職非常勤職員、臨時的任用職員について職の整理を行うとともに、新たに「会計年度任用職員」制度を導入する。

（1）職の整理

① 特別職の任用厳格化に伴う対応

- ・地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等」である特別職非常勤職員の任用が、「専門的な知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行うもの」のみに限定されることとなったため、労働者性が高いなど、特別職として任用できないものと国が示したものについては会計年度任用職員に移行するなど、職の整理を行う。

② 臨時的任用の厳格化に伴う対応

- ・臨時的任用が、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当する場合のみに厳格化されたため、国の考え方に基づき適正に対応する。

③「会計年度任用職員」制度の導入

- ・「会計年度任用職員」は、一会計年度を超えない範囲内で任用される職で、1 週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一（38.75 時間）のフルタイム職と短い時間のパートタイム職で構成されることが法律で定められた。
- ・本市においては、これまでフルタイムの会計年度任用職員に該当する職の任用を行っていないことから、パートタイム職のみを設置し、これまでの一般職非常勤職員を会計年度任用職員に移行する。

（2）勤務条件等の整備

① 特別職非常勤職員

- ・今回の法改正による変更はない。

② 臨時的任用職員

- ・給料月額の方法、諸手当の支給、休暇について、常勤職員と同様の制度とする。

③ 会計年度任用職員

- ・給付については、報酬、通勤手当相当額報酬、割増報酬及び期末手当を支給する。
- ・期末手当は一定の条件を満たした職員に支給する。
- ・休暇、休業については、国の非常勤職員と同様の制度を整備する。

※なお、今回の法改正を踏まえ、任期付職員の給与決定等の考え方についても改められたため、常勤職員と同様の制度とする。

3. 条例及び規則の改正等

- ・臨時・非常勤の職の見直し及び勤務条件等の整備に必要な条例及び規則の改正等を行う。

経 過

- H29. 5 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布（施行日 R2. 4. 1）
- H30. 7 総務担当課長会議で情報提供
- H30. 11～ 各部かいとヒアリング実施（職の整理）

今後の予定

- R1. 9 関連条例の改正議案上程
- R1. 10～ 各部かいに説明（職の整理、勤務条件）
新年度予算編成作業
- R2. 4 新制度開始